

もずのアンヨ

5

サカイビト

かわぐち え かい
河 口 慧 海



写真出典
堺市博物館

仏教学者、チベット探検家。

1866（慶応2）年、堺市堺区生まれ。哲学館（東洋大学の前身）を卒業後、1890（明治23）年に出家。仏教の原典研究の必要性を感じてインドに渡り、チベット語を学んだ。鎖国状態のチベットに2度にわたり入国。チベットでの体験をまとめた『西藏旅行記』を1904（明治37）年に刊行した。チベットは未開の地であったため、刊行当初はチベット入境を信じてもらえなかったようです。

帰国後は、東洋大学や大正大学で教

鞭をとった。仏教の原典研究を行うほか、チベット学者の養成にも尽力する。晩年は僧籍を返上したが、戒律を守り在家仏教徒として布教に努めた。昭和20年2月24日、80歳で没した。

賛助会員を募集しています

権利擁護活動を資金的に援助していただける方を募集しています
3,000円/口より

ゆうちょ銀行 00920-4-251151 特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

ご寄付のお願い

成年後見制度や財産管理の普及啓発に活用のご寄付をお願いしています。

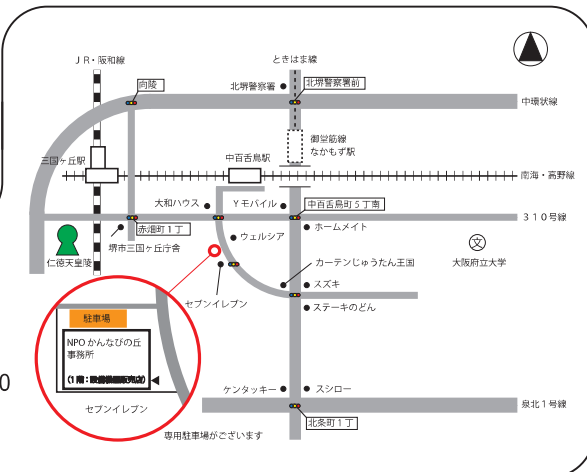
切手・印紙を販売しています

切手や収入印紙を取り扱っています。売上の一部が販売手数料となります。この全額を権利擁護活動に活用しています。

本人の意思を代弁することの難しさと闘いながら、その人にあった支援が本当にできているか模索もしながら、日々葛藤し続け、秋の夜を過ごしております。【小林】

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘
発行者：白土 隆司／編集者：北中 大輔
〒591-8032
大阪府堺市北区百舌鳥梅町 1-18-1
TEL.072-255-6336 FAX.072-205-5050
E-mail info@kannabi.jp
U R L http://kannabi.jp

笑顔のためにできることのすべてを



正会員数：17名、賛助会員数：57名、後見受任数：113名（2022年9月30日現在）

笑顔のためにできることのすべてを

CAN NAVI かなびの丘だより

第 29 号（2022年10月1日発行）

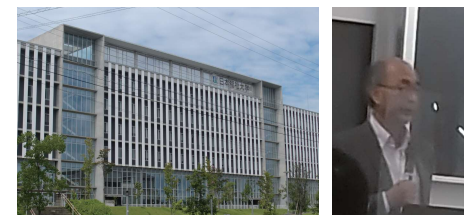
特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

学びの秋 仲間と集う秋

実践交流会に参加

2022年9月10日に愛知県東海市にある日本福祉大学東海キャンパスで開催された「第10回権利擁護支援実践交流会」に参加してきました。

権利擁護支援を行う団体で構成する全国権利擁護支援ネットワークの主催で3年ぶりにリアルに人が集まって開催されました。



左：会場となった日本福祉大学（東海キャンパス）
右：基調講演を行う平野隆之日本福祉大学教授

地域福祉と権利擁護支援

交流会は、日本福祉大学の平野隆之教授による「地域福祉と権利擁護支援」をテーマにした基調講演で開幕しました。冒頭では「地域福祉と権利擁護支援」なのか「権利擁護支援と地域福祉」なのかというアカデミックなお話から始まり、聴衆をおいてきぼりにする一幕もありましたが、全体として考えさせられる示唆にとんだ講演でした。

当事者の地域社会への参加を支えていくアドボカシーこそが、地域共生【1】

【2】社会の創造につながっていく。権利擁護支援と地域福祉を別物として考えるのではなく、権利擁護支援のために地域社会をどう武器としていくのかを考える機会となりました。自ら助けを求めることが難しい方、自らの権利が侵されていることに気づいていない方、身寄りがないなど孤立無援の状態に置かれている方、どんな場合でも人と人との関係に立った支援を継続していける体制が求められます。

【2面に分科会等の報告を掲載しています】



NPO かなびの丘では、自分でできることは自分でやり、できない部分をサポートする支援を行っています。これを法人名になぞらえて、できることをナビゲートする“CAN NAVI”と表現しています。本誌は、本人や家族、関係者と社会とを双方向に結び、自分らしく生きていくための権利擁護社会の構築に向けて“CAN NAVI”していくこと目指しています。

分科会報告

適切な法人後見の在り方とは？



法人成年後見はその地域性に大きく影響を受けていることを再確認いたしました。支援が継続できることが法人後見のメリットではありますが、受任だけにとどまらず、その地域の特徴に鑑み、広報啓発、本人家族関係者との相談事業、地域連携ネットワークの推進強化等を担うことも大きな役割と言えます。

いよいよ問題になってきたおひとり様に関して



「おひとり様」をどう支援するかの分科会だと思って参加したが、おひとり様をつくらない社会の実現について話し合う興味深い会であった。後見人が何でもすべてできてしまう。でもそれによって、周りの人たちとのつながりを切っていないか。被後見人は支援されるだけの存在なのか。本当に何もできない人なのか？大切な宿題をいただきました。

三二講演会報告

日本の権利擁護支援のゆくえ



交流会 2 日目のお楽しみは佐藤彰一代表の講演会。今回は権利擁護支援の現状と今後について障害者権利条約の対日審査の様子を交えながらお話しがありました。

当法人も力を入れている金銭管理（お話では日常生活自立支援事業）の意義については、共感できる内容であり、改めてその必要性を強く感じました。

センター視察

知多地域権利擁護支援センター



個人的に今回の出張で一番楽しみにしていたのが、後見人受任件数が 500 人を超える知多地域権利擁護支援センター視察です。地域をどのように巻き込んで地域づくり・まちづくりを行っているか一端を垣間見ることができました。

職員採用や研修など人材についても聞くことができ、とても参考となる情報を得る機会になりました。

助成金活動報告



公益財団法人 JKA から助成金をいただき、適切な金銭管理サービスのしくみづくりや普及に努めています。

開発委員会を開催

開発委員会を設置して、具体的な人材育成の方法について検討します。これまでに 2 回（6 月・9 月）、開発委員会を開催しました。

今回、委員として弁護士やファイナンシャルプランナーといった専門職、高齢者施設と障がい者施設の管理者に加わっていただいて、現場の声を大事にしながらより良いしくみを検討しています。



開発委員会の様子

アンケート調査を実施

施設での金銭管理の実態を把握するために、アンケート調査を実施しました。アンケート調査は、施設と自治体に向けて行いました。施設に対しては金銭管理の実態や課題等の把握、自治体に対しては施設による金銭管理の実態把握やそれに対して講じている施策等の把握を目的に行いました。

現在、集計分析を行っているところですが、少しご紹介します。施設・自治体に、金銭管理の普及に必要なものを尋ねました（選択肢より複数回答）。

上位 5 つを下表にまとめました。施設は理解促進に関する項目が、自治体は適切な実施に関する項目が上位となりました。現在、契約に基づくサービス（支援）であることがその実態を分かりにくくしています。透明性を担保するためには位置づけを明確にする必要があると言えます。また、両者とも本人よりも家族の理解が上位となっています。

| 順位 | 施設 | 自治体 |
|----|-----------------|-------------------|
| 1 | 公的な位置づけ (52.7%) | 第三者チェック (56.5%) |
| 2 | 家族の理解 (51.3%) | 公的な位置づけ (54.4%) |
| 3 | 本人の理解 (41.3%) | 家族の理解 (47.3%) |
| 4 | 金融機関の理解 (30.0%) | 本人の理解 (42.9%) |
| 5 | 第三者チェック (29.3%) | 統一的なマニュアル (42.9%) |